

講師 奥村 明雄 様

NPO 法人 日本環境斎苑協会 理事長

テーマ 「総括火葬技術管理士制度の創設について」

皆様のお昼休みの時間を、つたない講演で潰すのは大変申し訳ないのですが、総括火葬技術管理士制度の創設についてよろしくお願い致します。

火葬場の現状ですが、何度も申し上げておりますが、火葬場はだれしも一度はお世話になる極めて重要な社会施設であります。火葬場は燃焼を伴う環境問題への配慮、働く職員の安全管理の確保、大変重要な課題であります。

また、火葬場はその設置に関してあまり歓迎されない点で、典型的な迷惑施設といわれていますが、しかし技術的な問題等大変重要な課題ですから専門技術者の育成というのが大きな課題であることを繰り返すまでもないところであります。

実は、以前は小さな火葬場が大変多くありましたけれども、近年の状況ではだんだん小さな火葬場が少なくなりまして大きな施設が増加傾向にあります。

5基以上の施設の割合を昭和63年度と平成28年度を比較してみますと、昭和63年度は全体の11%、平成28年度では21%ということで倍くらいの割合に増えています。

最近では、名古屋市火葬場の30基という大きな施設があります。

仙台市・福岡市等大都市を中心に大きな施設が増えつつあるというのが現状であると思えます。

それだけではなく、火葬場を取り巻く状況は大きく変化をしています。

最初のご挨拶で触れましたように、先ず団塊の世代が後期高齢者にあと2年で入ってくるという時代であります。したがって死亡率もだんだん高くなっていくというのが最近の傾向です。

また、そうした状況の中で、火葬場はなかなか新たに設置をするということが困難であり、既設の所で建て替えをする、大型化するというような傾向が今後も広まってまいるのではと考えています。

火葬場を取り巻く変化としては、ダイオキシンや水銀、六価クロム等の有害物質の排出抑制が大きな課題となっています。今後ともこの問題をしっかりやらないと、地域での理解が得られないというようなことになってまいります。

それから、火葬場は基本的に燃焼施設ですから温度が大変高くなります。

また、粉塵も発生します。そうした点、労働衛生の観点からもしっかりした管理も必要になってまいります。

最近では、ペースメーカー等体内装置型の医療機器、またそうした物の火葬への影響等も管理の課題としていかなばなりません。

それから海外から持ち込まれる重篤疾病への対応等もあります。

かねてからの課題である副葬品の問題もあります。

大規模災害時の埋火葬への対応としては、先ほど福島県の事例のご紹介がありましたけれ

ども、なんといっても平時の火葬を想定した火葬は、大規模震災時ではなくなられた方が10倍・20倍あるいはもっと大きな規模で発生をするということということでございますので、そうした状況を考えると火葬場の体制をもっとしっかりしたものにしていかないといけない。広域火葬というのは必要でありますし、また中核的自治体では5回転以上の対応が望まれるということを厚生労働科学研究の報告書の中で提案をしておりますけれども、その際には火葬炉メーカーによる早急な点検等というのが先ず考えなければならない点であります。

また、それだけではなく、全国の火葬の専門家が大地震の時には応援に駆け付けるというような体制も作っていかねばいけないというような気がするわけです。

そして専門家の育成ということに関していえば、私共協会では火葬技術管理士の1級・2級の通信教育を行っておりますが、これまでに併せて1,000人を超える修了者が卒業していただいております。

最近では2級の方が少し減って1級が増えるという上級の資格を求めるという傾向になりつつあります。

先程來說明しておりますように火葬場が大規模化する。また、運転技術が高度化するというような流れの中で、より高度な管理の必要性が高まっているのではないかと思います。

そうした中で、従来の1級・2級の方たちのいわば上司に当たる技術的な面での統括者という方が必要になってきているのではないかと思います。

先ず、第一点は火葬場が大型化・高度化しております。環境への対応問題があります。労働衛生の課題もあります。

また、死亡率の増加に伴う火葬場の新設の動きがあります。

大都市等でこの動きが高まっております。熊本市でも将来的にはそのような動きが出てくるのではないかととも思われます。

こうした状況の中で、火葬場の問題を継続的に考え、将来こうあるべきだという提言まで行えるしっかりした技術者というものが求められているのではないかと思います。

そういう意味でこれまでの1級・2級の資格者の上に立つ、いわば上級の技術責任者というものが求められている。私どもはそれを副場長的な資格制度というように考えたいと思っています。

三つ目に書いておりますが、火葬技術管理士の方が既に1,000人を超えてきております。

これらの方から管理的な役割を持つ方が育っていただく、そして技術者の処遇改善につながればいいのかというふうに思う次第であります。

そして同様な法制度を調べてみますと、地方自治体が運営している業務でごみの関係で廃棄物処理法ですがこれは技術管理士というような資格者を置くべきであるということが法律に明記されています。

水道法では、同様に水道技術管理者という資格がいずれも法律で定められています。

これらにならって、墓地埋葬法でもそういった資格制度が求められているのではないかと思います。

ただ残念なことに、墓地埋葬法ではこうした技術者の設置に関する法的な規定はありません。

ん。これは墓地埋葬法がいわば基本法的な性格のもので、実際の業務運営は地方自治体にゆだねられているということから具体的な規定がないということではありますが、現状では火葬場管理者という方の設置が法律で規定をされています。

ただ火葬場管理者の方は、どちらかという行政マンという位置付けで、いろいろな手続きの管理等をきっちりと行っていただくという形であろうと思いますが、高度な技術を備えた火葬場の技術的な責任者ということになりますと、新たな資格制度が求められるのではないかとこのように考えております。

繰り返して申し上げますと、最近の火葬場を取り巻く様々な変化に応える。また、公害・環境問題への対応をしっかりと行っていく。安全衛生面にも取り組む。

こうした意味での上級の資格者というのが必要ではないのかと思う次第でございます。

そして、講習会の組み立てですが、現在いろいろ検討しておりますけれども、3日間程度の座学を中心に組み立てまして、これまでの資格取得者で1級・2級を取られた方で管理経験が既におありになる方には、場合によっては別途簡易な資格認定というようなことも検討したいと思っております。

今、具体的なカリキュラム、講習会の内容を検討しており、教材を作成できれば来年度から講習会をスタートしたいと思っておりますので、ぜひ多くの方々にこの資格制度に挑戦をしていただきたいと思いますし、国や地方自治体の方々にもぜひご理解をいただきたいと思いますことをお願いを申し上げます次第でございます。

私からの説明は以上でございます。

ありがとうございました。



総括火葬技術管理士制度 の創設について

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会
理事長 奥村 明雄